

坂東市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の  
利用におけるキャンセルポリシー

令和8年2月 策定

- 「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて実施施設への利用予約を行った時点（仮予約が完了した時点）で、当キャンセルポリシーの対象となります。
- 利用日の変更・キャンセルは、原則、予約日前開設日の16時まで、予約をした事業所に直接連絡をしてください。  
システムを利用したキャンセルは、予約前開設日の12時まで可能となります。  
この時間以降にキャンセルを希望する場合は、施設に直接電話で連絡してください。
- 以下の場合には施設の利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できるだけ速やかに、施設へ連絡するようにしてください。
  - 利用日前開設日まで、または当日に発熱が見られる場合
  - 発熱はないが、当日にお子さんの体調がすぐれない場合
  - 利用日前開設日まで、または当日に同居するご家族が感染症にかかっている場合
- 無断キャンセルや過度に予約変更を繰り返すことは、施設や他の利用者の迷惑となりますのでお控えください。なお、度重なる無断キャンセルや予約変更及び利用料に未納がある場合には、利用をお断りする場合があります。  
無断キャンセル等により、認定取り消しとなった場合、年度内の再登録は不可となります。
- 急な体調不良等による当日キャンセルについては、利用者負担金のお支払いは不要ですが、施設ではお預かりする準備を整えているため、本事業を利用したものとみなし、利用時間は消費されます。施設利用中の急な体調不良等により、お迎えが終了予定時刻より早まった場合も同様です。
- 給食等の実費負担については、利用前開設日の16時までに連絡いただいた場合を除いて、キャンセルの理由を問わず実費をお支払いいただく必要があります。
- 利用開始時刻の10分以上前には登園受付（お子さんのお預かり）できません。また、利用終了時刻までに必ずお迎えに行くようにしてください。利用開始時間の「10分前まで」と利用終了時刻の「10分後まで」において登降の打刻をした場合には超過料金や利用時間の消費はしません。  
※何度もお迎えが遅れる場合には、ご利用をお断りする場合があります。
- キャンセル時の利用料や利用時間の取り扱いは、次の表のとおりとします。

	利用日前開設日 16時までに施設へ 連絡	利用日当日に 体調不良・感染症罹患 等による連絡ありの キャンセル	無断キャンセル及び当 日利用時間以降の施設 への連絡
--	----------------------------	--	----------------------------------

利用料 (キャンセル料)	なし	なし	要支払い
実費負担 (給食等)	なし	要支払い	要支払い
利用時間	なし	なし	あり
注意事項	予約変更を繰り返した 行った場合、 利用をお断りするこ とがあります。		無断キャンセルは、次回 以降の利用をお断りす る場合があります。

※1 利用日前開設日とは、利用直近の平日の16時までが期限となります。

【例】利用日が月曜日の場合 ⇒ 前週金曜日の16時まで

※2 こども誰でも通園制度総合支援システムにキャンセル内容が反映されたとき、または利用者からのキャンセル連絡を施設が確認し、応答したときをもって、キャンセル成立となります。

※3 利用開始時刻までにキャンセルが成立しなかったものは、無断キャンセルとなります。

9 利用料の算定については、下記のとおりとします。

(1) 利用予約の開始予定時刻から終了予定時刻までの間で計算します。

(2) 開始予定時刻を過ぎてからお預かりした場合でも、開始予定時刻からのお預かりと見なし、予約時間分の保護者負担金をお預かりし、利用時間も消費されます。

(3) お迎えが終了予定時刻より早まった場合でも、終了予定時刻までの間で計算します。

(4) お迎えが終了予定時刻より遅れた場合には、実際のお迎え時間までの利用者負担金をお預かりし、利用時間も消費されます。お迎えがやむを得ず施設の利用時間を超過した場合や利用時間が月10時間の上限を超える場合には、各施設が設定する利用料金を別途お支払いいただく必要があります。

(5) 利用料の減免決定を受けている場合は、決定内容に従って利用料が減免されます。

【改定履歴】

改定日	変更箇所	変更内容	
		変更前	変更後
令和8年2月	初版	—	—